

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。

(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		87.0点	価格点＝配点×調査基準価格／入札価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札調査試行要領第6による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※3 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。																				
価格以外の評価点	業務成績	6.0点	評価点＝ 6点×(業務成績点－60)／(最高業務成績点－60) [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 業務成績点は、入札者の長野県発注業務の過去2か年に完了した業務のうち業種ごと評価する評価対象業種が一致する業務成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] 評価対象業種は「建設コンサルタント」です。 なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め] <table><tr><th>業務成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>業務成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> [小数点以下第1位四捨五入整数止め] ※2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。 ※3 業務成績点が84点以上の場合、業務成績点及び最高業務成績点を84点として計算する。(評価点の計算において、84点を上限とする。) ※4 業務成績点が60点の場合及び過去4か年に業務成績評定点がない場合の評価点は0点、60点未満の場合の評価点はマイナスとする。 ※5 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、業務成績評定点を0点とする。	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
	業務成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																					
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
業務成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
	業務実績	0.25点	過去3か年に委託業務に係る長野県優良技術者表彰の受賞実績を有する者(表彰日が令和5年度から令和7年度の受賞者に限る) :0.25点 【落札候補者資格審査時の提出書類】優良業務等表彰実績調書(様式5－10号)																				

価格以外の評価点	管理技術者	実績	2.0点	a 過去15年間に費用便益分析(道路に限る)業務の担当実績が5件以上ある者 :2.0点 b 上記a以外で過去15年間に費用便益分析(道路に限る)業務の担当実績が2件以上ある者 :1.0点 ※1 公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された業務を元請した実績により評価する。 ※2 コンサルタント業務にあつては管理技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、照査技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての、測量・調査業務にあつては主任技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、現場代理人(平成21年3月31日までに公告された案件で、平成●年●月●日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての実績に限る。 ※3公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) ※4 業務成績評定点が60点未満のものは実績として認めない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種業務実績調書(様式5-5号)										
		成績	1.0点	a 過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する技術者、又は委託業務に係る長野県優良技術者表彰(令和5年度から令和7年度を受賞者を対象)を受賞した若手技術者(公告日現在で40歳未満に限る)を配置できる場合 :1.0点 b 上記a以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.75点 c 上記a、b以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が78点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.5点 <table><tr><th>業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和5年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和5年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和5年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> ※1 業務成績評定点は、コンサルタント業務にあつては管理技術者としての、測量・調査業務にあつては主任技術者としての評定点に限る。 ※2 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、その休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。 ※3公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当した管理技術者としての実績等で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は主任技術者)のどちらか一方とし、組合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)。産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類。	業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間	公告日	令和5年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
		業務成績評定点の対象となる過去3か年の期間	公告日											
令和5年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日													
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日													
令和5年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日													
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日													
継続教育(CPD)	0.75点	a 建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が40単位以上の技術者を配置できる場合 :0.75点 b 上記a以外で建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の技術者を配置できる場合 :0.5点 ※学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)												

価格以外の評価点	管理技術者	手持ち業務量	-1.0点	a 長野県事業の手持ち業務量が6件以上ある管理技術者を配置する場合 : -1.0点 b 上記a以外で長野県事業の手持ち業務量が4件以上ある管理技術者を配置する場合 : -0.5点 ※1 手持ち業務量は、公告日時点で管理技術者は管理技術者としての、主任技術者は主任技術者(測量業務)として携わっている業務の合計により評価する。 ※2 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当している管理技術者としての手持ち業務量で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者の手持ち業務量調書(様式5-12号)
		資格	0.5点	a 技術士 建設部門(道路)の資格を有する技術者が配置できる場合 : 0.5点 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。 ※3 公告日現在で40歳未満の管理技術者又は主任技術者を配置することを評価する場合は、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)が担当している管理技術者としての資格で評価することができるものとする。なお、担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)の実績等で評価できる項目は「実績」、「成績」、「手持ち業務量」、「資格」であるが、各評価項目の加点申請は担当技術者(補助管理技術者又は補助主任技術者)又は40歳未満の管理技術者(又は主任技術者)のどちらか一方とし、組み合わせて申請して評価を得ることはできない。(若手試行案件適用事項) 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)
	照査技術者	実績	1.0点	a 過去15年間に費用便益分析(道路に限る)業務の担当実績が5件以上ある者 : 1.0点 b 上記a以外で過去15年間に費用便益分析(道路に限る)業務の担当実績が2件以上ある者 : 0.5点 ※1 公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された業務を元請した実績により評価する。 ※2 コンサルタント業務にあっては管理技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、照査技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての、測量・調査業務にあっては主任技術者(平成23年4月1日から公告日前日の間に完了)、現場代理人(平成21年3月31日までに公告された案件で、平成●年●月●日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成21年4月1日以降契約し、平成23年4月1日から公告日前日までに完了)としての実績に限る。 ※3 業務成績評定点が60点未満のものは実績として認めない。 【落札候補者資格審査時の提出書類】同種業務実績調書(様式5-5号)
		継続教育(CPD)	0.5点	建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の技術者を配置できる場合 : 0.5点 ※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)
		資格	0.5点	a 技術士 建設部門(道路)の資格を有する技術者が配置できる場合 : 0.5点 ※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要) ※2 技術者は契約時において配置できることが必要。 【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-7号)

価格以外の評価点	社会貢献	緊急調査登録	0.5点	該当年度の県の災害時緊急調査当番登録「測量及び設計業務」がある者		:0.5点
				該当年度	公告日	
				令和7年度	令和7年7月1日～令和8年6月30日	
				令和8年度	令和8年7月1日～令和9年6月30日	
小 計			13.0点			
総合評価点			100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点		

※ 橋梁等点検・診断業務で担当技術者を評価する場合、電子入札システム・評価点申請画面の担当技術者欄に氏名を記載すること。